

■2020 年度 S 日程一般入試法律科目試験 「憲法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

精神的理由に基づく投票困難者に対して郵便投票制度を利用させない立法不作為に対する国家賠償請求に関する最 1 小判 2006（平成 18）年 7 月 13 日判例時報 1946 号 41 頁を素材とした。問 1 で問われた選挙権の法的性格論について基本的知識の欠けるもの、選挙権制限に関する最高裁の判断基準についての知識の欠けるものが多くみられた。

問 1 においては、選挙権と表現の自由とがともに民主主義にとって不可欠な価値を有する権利でありながら、表現の自由が自由権として捉えられることについては異論がないのに対し、選挙権についてはこれを公務としてとらえるか権利としてとらえるかという法的性格をめぐる議論があることを論ずる必要がある。

問 2 においては、精神的理由で投票所に行けない者について選挙権の行使が制限されていることを指摘したうえで、選挙権の制限に関する判例の判断基準（「選挙権の制限をすることなしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不能ないし著しく困難であると認められる場合でない限り、国民の選挙権の行使を制限することは、憲法 15 条 1 項及び 3 項、43 条 1 項並びに 44 条ただし書に違反する」在外国民選挙権事件判決（最大判 2005（平成 17）年 9 月 14 日 民集 59 卷 7 号 2087 頁））に基づいて、違憲主張を展開することが求められる。

以 上